

第三章活用事例

中学校版「心みつめて」 p.148
社会的秩序と規律を高める p.149

「最後の楽園を守れ」(小・中学校 東京都道徳教育郷土資料集 第四集 平成二十二年三月 東京都教育委員会)

【主題名】 法やきまりの意義

4-1) 「法やきまりの意義を理解し、遵守することにも、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。」

【ねらい】 秩序と規律のある社会を実現するために、法やきまりを守り、課せられた義務を確実に遂行してこの社会の態度を育てる。

《ねらいとする道徳的価値について》中学生の時期は、社会の仕組みがある程度理解できるようになり、法やきまりの意義も理解できるようになります。一方で、法やきまりに従いさえすればよいと考えたり、法やきまりは自分たちを拘束するものとして反発したりすることもあります。法やきまりの意義を理解し、秩序と規律ある社会を実現してこの社会の態度を育むことが大切です。



「小笠原諸島について、どのようなことを知っていますか。」

導入

○「心みつめて」p.148 p.149「東京のアルバム」を活用し、小笠原諸島の豊かな自然についてのイメージをもたせ、資料への導入を図る。

○教師が「最後の楽園を守れ」を範読する。



「せっかく釣ったイシガキダイを父が海に放してしまったのを見て、貴之はどのようなことを考えたのだろうか。」

○貴之の戸惑いに共感させ、ルールがなければ釣った魚は持ち帰りたいという自然な感情があることに気付かせるようにする。

中心発問



「結局、ここを守るのとは他でもない自分たちなんだ。』という釣り師の言葉を平賀さんから聞いて、貴之はどのようなことを考えたのだろうか。」

展開

○釣り師の言葉に考え込む貴之の姿に着目させ、法やきまりの意義やそれを守っていくことの意味についての理解を深めさせるとともに、よりよい社会を実現するために、主体的に法やきまりを守っていくこととする態度を育ませるようにする。

《評価》 きまりの意義やそれを守ることの意味について理解を深め、進んできまりを守ってこの社会の態度を育むことができたか。



「『おい、貴之！ お前の考えはどうかなんだ。』と省吾に言われた貴之は、この後、どのような発言をするのだろうか。」

○この後の貴之の言動を想像させながら、自分の生活と関連付けて、どのように行動していけばよいのかを考えさせ、ルールを守ってこの社会の意欲をふくらませていけるようにする。

終末

○「心みつめて」第三章p.148の「法やきまりは、なんのためにあるのだろうか。』を全員で読んだ後、「あなたの身のまわりにある法やきまりを書いてみよう。」「ともし、法やきまりがなかったら、どうなるのだろうか？ あなたの考えを書いてみよう。」「の欄に記入させ、グループで意見を交流させ、発表させる。

板書例

最後の楽園を守れ

小笠原諸島の写真

- 世界自然遺産に登録
- 東京湾から船で二十五時間半
- 固有種が多い、東洋のガラパゴス
- 父島、母島、その他三十あまりの島
- 硫黄島
- 沖ノ島(日本の領土の最南端)

イシガキダイの写真

「結局、ここを守るのとは他でもない自分たちなんだ。」という釣り師の言葉を平賀さんから聞いて、貴之はどのようなことを考えたのだろうか。

- 誰かが決めたルールに従うのではなく、自分たちでルールをつくって守っていくなんて、すごいことだ。
- なんのためのルールか、ルールを守ることとどうなるのか、みんなが理解しているからルールが守られるのだ。
- 自分のことだけでなく、他の釣り師たちのことや、イシガキダイのこと、小笠原の自然のことなど、まわりの様々なことについて考えてこのルールはつくられているのだ。

「おい、貴之！ お前の考えはどうかなんだ。」と省吾に言われた貴之は、この後、どのような発言をするのだろうか。

- みんなで楽しい思い出をつくるためには、みんなのことを考えてルールをつくって、それをみんなで守ることが大切だと思うよ。
- 移動教室ではみんなで協力して生活するのだから、みんなが好き勝手に行動してはいけない。持ち物についても同じだよ。

「もし、法やきまりがなかったら？」

- 好き勝手に行動する人が増えて、社会が混乱する。
- 安全な生活や安心して暮らせる環境など、法やきまりによって守られているものがなくなっていく。
- ◆ 法やルールで決められていなくても、まわりの人たちが状況などを考えて、正しい行動をしていけるようになることも大切。

《評価》 秩序と規律のある社会を実現するために、法やきまりを守り、課せられた義務を確実に遂行してこの社会の態度を育むことができたか。